

船舶事故調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）

委員 上野 道 雄

委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和6年4月22日 投網作業開始時刻～07時20分ごろの間）（医師による死亡推定時刻：4月22日 06時ごろ）
発生場所	不明（北海道積丹町 ^{しやこたん びくに} 美国漁港北北東方沖 美国港外防波堤灯台から真方位023° 1.3海里（M）付近（概位 北緯43° 19.0′ 東経140° 37.3′）で船長が発見された。）
事故の概要	漁船第18 ^{しょうほう} 昭芳丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第18昭芳丸、8.46トン HK2-16463（漁船登録番号）、個人所有 12.65m（Lr）×2.95m×1.00m、FRP ディーゼル機関、44.13kW、昭和52年10月15日 第200-28966号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年10月31日 免許証交付日 令和5年10月16日 （令和10年12月22日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船底外板に破損及び擦過傷、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、海面水温 約6℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、かれい刺し網漁の目的で、令和6年4月22日01時～02時ごろ北海道古平町^{ふるびら}古平漁港を出航し、美国漁港の北東方沖で操業を開始した。 本船は、07時20分ごろ、積丹町^{あつとま}厚古の海岸付近の消波ブロックに、船首を南西方向に向けた状態で乗り揚げているのが発見され、付近住民によって消防署に通報された。（写真1参照）



写真 1 本船の状況（漁業協同組合提供）

船長が所属する漁業協同組合の職員は、所属組合員からの連絡によって現場に駆け付けたところ、本船上に船長の姿がないことを知った。

海上保安庁は、消防署から「厚苫付近のテトラポットにて漁船の座礁を確認した。乗組員は行方不明」との通報を受け、巡視艇及び航空機を現場に急行させ、捜索を開始した。

本船は、僚船にえい航され、１０時１０分ごろ古平漁港に入航した。

船長は、１０時４５分ごろ、乗揚げ地点の北方沖において、捜索を行っていた僚船により、うつ伏せの状態で海面に浮いているところを発見されて揚収された後、１１時ごろ古平漁港付近で別の僚船に引き渡されて同漁港に運ばれた。

船長は、救急車で北海道余市町の病院へ搬送された後、１２時０８分に死亡が確認され、後日、医師による司法解剖の結果、死因が短時間での溺死と検案された。

（付図１ 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船が行うかれい刺し網漁は、前日に投入して仕掛けた網を揚げた後、あらかじめ準備していた網を約２～３ノットの対地速力で前進しながら投入するものであった。

本船は、発見時、舵が中央で、機関が微速力前進の状態であり、揚収した網が操舵室前方の甲板の上に置かれ、投入用の網が船内にはなかった。

船長は、ふだん、体調不良を訴えていなかった。

船長は、発見時、ジャージの上下を着用し、救命胴衣を着用してい

	なかった。 船長は、携帯電話を所有していたが、本事故当時所持していたかは不明であった。 運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト^{*1}には、小型漁船における漁ろう活動中の死傷等事故は、落水によるものが約60%を占めており、また、死傷者等の約7割が救命胴衣を着用していなかったと記載されている。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長は、溺死した。 船長は、美国漁港北東方沖の漁場において投網を開始した後、07時20分ごろ無人の状態で消波ブロックに乗り揚げている本船が発見されたことから、この間において落水したものと考えられる。 船長は、次のことから、投網作業中に漁具と共に落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的な情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。 (1) 本船が、仕掛けた網の揚収後にあらかじめ準備していた網を投入する作業を行っていたこと。 (2) 本船発見時、投入用の網が船内になく、舵が中央で、機関が微速力前進の状態であったこと。 本船は、船長が落水した後、無人のまま航行し、消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、美国漁港北東方沖において投網作業中、船長が漁具と共に落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、投網中、漁具と共に落水しないよう、身体に絡まるおそれのある網や索類の状況に留意し、十分注意しながら作業に当たること。 ・ 小型船舶の船長は、暴露甲板にあつては、常に救命胴衣を着用すること。 ・ 小型漁船に1人で乗り組む船長は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を常に身に着け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。

^{*1} 運輸安全委員会ダイジェスト第16号「小型漁船における漁ろう活動中の死傷等事故の防止に向けて」
https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/jtsbdigests_No16/No16_pdf/jtsbdi-16_all.pdf

付図 1 事故発生場所概略図

